資料４

熊本県アリーナ整備・運営等事業
実施方針（案）

2026 年 11 月

熊本県

【目　次】

第１章　特定事業の選定に関する事項 ４
１．　事業内容に関する事項 ４
（１）　事業名称 ４
（２）　事業に供される公共施設 ４
（３）　公共施設の管理者 ４
（４）　事業目的 ４
（５）　特定事業の選定方法 ６
（６）　事業概要 ６
（７）　事業者の収入及び費用に関する事項 ９
（８）　事業者による運営の結果生じる収益等の帰属 １２
（９）　運営権の存続期間終了時の取扱い １２
（１０）　追加投資等の取扱い １２
（１１）　事業に必要な法令等の遵守 １３
第２章　事業者の募集及び選定に関する事項 １４
１．　事業者の募集及び選定方法 １４
２．　事業者の選定の手順及びスケジュール １４
３．　応募手続 １４
（１）　実施方針に関する質問及び意見等の受付、回答公表 １４
（２）　実施方針の変更 １５
（３）　入札公告、入札説明書等の公表 １５
（４）　入札説明書等に関する説明会 １５
（５）　入札説明書等に関する質問の受付・回答公表 １５
（６）　参加表明書の受付、参加資格の確認、資格審査結果の通知 １５
（７）　入札説明書等に関する個別対話 １５
（８）　事業提案書の受付 １５
（９）　入札の取り止め等 １６
４．　応募者の構成及び参加資格要件 １６
（１）　応募者の構成 １６
（２）　応募者等の一般要件 １６
（３）　応募者等の個別要件 １７
（４）　応募者等の失格 １８
５．　提案の審査及び事業者の選定に関する事項 １８
（１）　審査に関する基本的な考え方 １８
（２）　委員の構成 １８
（３）　審査手順 １８

（４） 落札者の決定・公表 １９
（５） 事業者の選定 １９
（６） 事業者を選定しない場合 １９
６． 契約に関する基本的な考え方 ２０
（１） 基本協定の締結 ２０
（２） 特別目的会社の設立等 ２０
（３） 特定事業契約の締結 ２０
（４） 運営権の設定 ２０
７． 提出書類の取扱 ２０
（１） 著作権 ２０
（２） 特許権等 ２０
（３） その他 ２１
第３章 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項 ... ２２
１． リスク分担の考え方 ２２
２． 要求する性能等 ２２
３． 事業者の責任の履行の確保に関する事項 ２２
４． 事業者の権利義務等に関する制限及び手続 ２２
（１） 事業者の保有する運営権の譲渡 ２２
（２） 特定事業契約締結後における事業者の株式の新規発行及び処分 ２２
第４章 公共施設の立地並びに規模及び配置に関する事項 ２４
１． 立地条件に関する事項 ２４
（１） アリーナ予定地 ２５
２． 周辺のインフラの整備状況 ２５
３． 対象施設の建設及び維持管理運営に関する事項 ２５
第５章 特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項 ２６
１． 係争事由に係る基本的な考え方 ２６
２． 管轄裁判所の指定 ２６
第６章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項 ２７
１． 基本的な考え方 ２７
２． 本事業の継続が困難となった場合の措置 ２７
（１） 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合 ２７
（２） 県の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合 ２７
（３） その他の事由により本事業の継続が困難となった場合 ２７
第７章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項 ２８
１． 法制上及び税制上の措置に関する事項 ２８
２． 財政上及び金融上の支援に関する事項 ２８
３． その他の支援に関する事項 ２８
第８章 その他特定事業の実施に関し必要な事項 ２９

１．　情報提供 ２９
２．　県議会の議決 ２９
３．　入札に伴う費用の負担 ２９
４．　使用言語及び通貨 ２９
５．　問合せ先 ２９
別紙１　リスク分担表..... ３０
※用語の定義 ３４

第１章　特定事業の選定に関する事項

１．　事業内容に関する事項

（１）　事業名称

熊本県アリーナ整備・運営等事業（以下「本事業」という。）

（２）　事業に供される公共施設

熊本県アリーナ（以下「アリーナ」という。）

（３）　公共施設の管理者

熊本県知事　木村　敬

（４）　事業目的

熊本県立総合体育館（以下「現体育館」という。）は、昭和 57 年（1982 年）に竣工されて以降、日常的な県民利用に加えて、熊本県（以下「県」という。）内最大規模の体育館として、学生等のアマチュアスポーツ大会や国際スポーツ大会、プロスポーツなど、広く利用されてきた。しかし、築 44 年が経過し、近年の大規模・国際スポーツ大会やプロリーグに求められる水準を満たしていないこと等が課題となっている。

これらの課題に対して、県は令和６年（2024 年）８月から令和７年（2025 年）９月にかけて、有識者による「公民連携によるスポーツ施設整備に関する検討会議」を５回開催し、県が所有するスポーツ施設の整備の方向性を検討した。

令和７年（2025 年）９月１日に、同会議から知事に提出された「公民連携による熊本県有のスポーツ施設整備に関する提言書」では、現体育館の整備の方向性として、従来の社会体育施設としての役割に加え、国際スポーツ大会やプロスポーツ等への対応が求められており再整備が必要であること、また体育館は、全天候型で汎用性が高く、現在地が「駅近・街中」であること等から、民間投資等も期待でき、「現地再整備」が最も適当であることが示された。

この提言を踏まえ、県としての整備の方向性について、同月 22 日の県議会定例会において、アリーナ施設として現地再整備を行うことを表明した。この方向性を基に、本事業では以下の＜ビジョン＞及び＜目指す施設像（コンセプト）＞に示す施設の実現を目指す。

＜ビジョン＞

- スポーツを通じ、県民の心身の健康を増進し、多くの人々に夢や感動をもたらすとともに、熊本の将来を担う子どもたちに、未来への希望と力強く生きていく力を育むなど、人々が幸せで充実した生活の実現に重要な役割を果たす。
- スポーツのみならず、コンサートやイベント等のエンターテインメントでの活用など、大規模集客施設として、商品やサービスの消費活動の促進や雇用創出を図り、県

内外、国内外からの交流人口を惹き寄せ、九州をはじめとする県内外に様々な変革をもたらすインパクトを与える。

- 大規模災害のような有事には、県民の命を守り、安全安心を届ける。
- くまもと新時代を創造する基盤として、官民共創により、多方面において県勢を発展させ、令和８年熊本地震からの新たな創造的復興を力強く後押しする拠点となることを目指す。

＜目指す施設像（コンセプト）＞

1. 「する」・「みる」・「ささえる」施設

→ スポーツを「する」・「みる」両面の機能充実を追求し、スポーツ振興を「ささえる」施設

- ✓ 県民が日常的にスポーツに親しみ、楽しむことができることはもちろん、アスリートが安全・快適にプレーできる「する」機能を追求した施設
- ✓ アマチュアスポーツに加え、大規模・国際スポーツ大会やプロスポーツなど、トップアスリートのプレーを快適に観戦できる「みる」機能を追求した施設
- ✓ スタッフや競技関係者、スポンサー・企業等が、スポーツを支える活動や運営を行いやすい「ささえる」機能を追求した施設

2. 「選ばれる」施設

→ 県内外から多くの誘客ができ、人々から「選ばれる」施設

- ✓ 主催者や興行主の利便性を追求し、県内の他の施設との共存の下、これまで県内では開催できなかったスポーツ大会やコンサート等の会場として「選ばれる」施設
- ✓ 県内の競技団体、イベント主催者、法人、地域団体等からも主要なスポーツ大会やイベントの会場として「選ばれる施設」
- ✓ 人々が何度も訪れる「選ばれる」施設

3. 「楽しむ」施設

→ 地域住民が愛着を持ち、多くの県民が日常的に訪れ賑わいが創出される「楽しむ」施設

- ✓ 周辺の地域住民が愛着を持ち、多くの県民がイベント等がない日でも足を運び、日常的に賑わいが創出される「楽しむ」施設

4. 「まちづくりの核」となる施設

→ 地域社会・地域経済の活性化を促す「まちづくりの核」としての施設

- ✓ 民間事業者のノウハウを最大限活かし、施設の集客力・収益性を高め、人と人、人と企業、企業と企業等、多種多様な主体の連携・交流・結びつきを促進する施設。
- ✓ 中心市街地への人流を創出し、県内各地域への飲食、宿泊、観光への波及や新たなビジネス創出を促す「まちづくりの核」となる施設

5.　「県民の命と安全安心を守る拠点」となる施設

→ 大規模災害などの有事の際に「県民の命と安全安心を守る拠点」としての施設

✓　令和８年熊本地震をはじめとする過去の災害の経験などを踏まえ、避難所や防災活動拠点といった「県民の命と安全安心を守る拠点」となる施設

（５）　特定事業の選定方法

本事業のうち、（６）ウａに示す特定事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づき、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより、効率的かつ効果的に実施されることを客観的に評価した上で、同法第２条第２項に規定する特定事業として選定する。

なお、特定事業の選定結果は、客観的な評価の内容と併せて●●年●●月（予定）に県の Web ページにおいて公表する。

（６）　事業概要

ア　事業方式

県は、アリーナを（４）事業目的に基づき、将来にわたり利用者満足度や収益を最大化できる施設とするため、本事業を設計・建設（現体育館の解体・撤去を含む。）から維持管理・運営を一貫して行う事業とし、民間のノウハウや創意工夫を最大限に活用する。

アリーナの設計・建設は、PFI 法に基づき、民間事業者（単体の企業又は複数の企業によって構成される企業グループにより設立された特別目的会社（SPC（Special Purpose Company））（以下「SPC」という。）のこと。以下「事業者」という。）が自らの提案を基にアリーナの設計･建設を行った後、県にアリーナの所有権を移転する方式（BT（Build Transfer）方式）により実施する。アリーナの維持管理・運営は、PFI 法第２条第６項に規定する公共施設等運営事業（以下「コンセッション方式」という。）とし、県が事業者に対して、PFI 法第２条第７項に規定するアリーナの公共施設等運営権（以下「運営権」という。）を設定し、事業者が利用者に対しサービスを提供することにより実施する。なお、事業者に公の施設としてのアリーナの使用許可権限を付与するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の２第３項の規定に基づき、指定管理者制度を併用する。

イ　対象施設

本事業の対象施設は、以下で構成される施設全体を予定しており、ウａに掲げる特定事業に供する施設とする。

対象施設	内容
メインアリーナ	主に大規模・国際スポーツ大会やプロスポーツの試合、コンサート、MICE 等が開催できるメインアリーナ。 競技面積はハンドボール２面以上、バレーボール（９人制）３面以上とし、46 メートル×70 メートル以上の面積を想定。 収容人数は１万人程度の規模を想定。
サブアリーナ	主に学生・アマチュアの主要大会や地元スポーツクラブなど様々な主体が利用できるサブアリーナ。 競技面積はハンドボール１面以上、46 メートル×30 メートル以上の面積を想定。 収容人数は１千人程度の規模を想定。
トレーニング室	トップアスリートや県民の日常的なトレーニングに利用できるトレーニング室。
諸室	更衣室やトイレ、事務室、VIP エリア、その他スポーツ大会等の管理・運営上必要な各種諸室。
駐車場等	敷地内の駐車場（290 台以上）や車路、搬入スペース、外構等。

ウ　事業範囲

本事業は、以下に示すａ特定事業及びｂ任意事業により構成される業務を対象とする。

ａ 特定事業

特定事業は次の（ア）から（エ）までとし、事業者が、多様な利用者や観客がアリーナを利用するに当たって、ホスピタリティの向上に資するために必要となるサービスの提供を行うことを想定している。

（ア）共通

(a)　統括マネジメント業務

ⅰ　統括管理業務

ⅱ　運営企画業務

ⅲ　総務・経理業務

ⅳ　セルフモニタリング業務

（イ）設計・建設業務

(a)　設計業務

ⅰ　事前調査業務

ⅱ　設計業務及びその関連業務

(b)　建設業務

ⅰ　建設及びその関連業務

ii　什器備品設置業務

iii　工事監理業務

iv　施設の引渡し業務

(c)　解体・撤去業務

i　現体育館の解体・撤去工事業務及びその関連業務

(ウ) 開業準備業務

i　利用規約案の策定業務

ii　維持管理・運営業務の準備業務

iii　予約管理業務

iv　料金収受業務

v　広報・誘致業務

vi　行政等への協力業務

(エ) 維持管理・運営実施業務

(a)　維持管理業務

i　建築物保守管理業務

ii　建築設備保守管理業務

iii　什器備品保守管理業務

iv　修繕等業務

v　衛生管理・清掃業務

vi　保安警備業務

vii　植栽維持管理業務

viii　外構施設保守管理業務

(b)　運営実施業務

i　予約管理・貸出業務

ii　料金収受業務

iii　広報・誘致業務

iv　行政等への協力業務

v　総合案内業務

vi　安全管理・防災・緊急時対応業務

vii　近隣対応・周辺連携業務

viii　駐車場管理業務

ix　事業期間終了時の引継ぎ業務

(c)　自主事業

i　広告・ネーミングライツ事業

b 任意事業

任意事業は、特定事業以外の事業であって、特定事業と連携して相乗効果を発揮することにより、アリーナの価値を高めるとともに、本事業における収益性を高めることを期待する事業をいう。

事業者、事業者に出資する構成企業及びこれらが出資する企業並びに事業者と連携する企業（以下「任意事業実施企業」という。）は、事業期間中、関係法令を踏まえた上で、自らの責任と費用負担により、任意事業に必要な施設の設計・建設及び維持管理・運営を、独立採算により行うことができる。

任意施設は、対象施設と一体又は別棟として提案することを可能とする。対象施設と任意施設が一体となる場合、任意施設部分の所有権は県に帰属する。この場合、事業者が当該部分を県から賃借した上で、事業者又は任意事業実施企業が任意事業を実施する。一方、別棟とする場合、任意施設の所有権は事業者又は任意事業実施企業に帰属する。この場合、事業者が任意施設に係る範囲の土地を県から賃借した上で、事業者又は任意事業実施企業が任意事業を実施する。

エ　事業期間（予定）

事業期間は、アリーナの設計・建設（現体育館の解体・撤去を含む）期間が 2028 年３月から 2033 年２月の 60 か月間、維持管理・運営期間（運営権存続期間）が 2033 年３月から 2063 年３月の 30 年１か月間とする。なお、メインアリーナを先行して稼働開始することも検討している。

オ　事業スケジュール（予定）

年月	内容
2028年３月	特定事業契約の締結
2028年３月～2033年２月	設計・建設（現体育館の解体・撤去を含む）期間
2033年２月	施設の引渡し及び運営権の設定
2033年３月～2063年３月	維持管理・運営期間（運営権存続期間30年１月）

（７）　事業者の収入及び費用に関する事項

ア　運営権対価

県が事業者に設定する運営権の対価（以下「運営権対価」という。）として、県が事業者から取得する金銭債権とする。

応募者（第２章４（１）の応募者をいう。以下同じ。）は、入札説明書等に基づく事業提案書の提出に併せて、対象施設の設計・建設費（現体育館の解体・撤去費含む。）及び運営権対価の額を提案する。その際、応募者は、維持管理・運営期間で見込まれるアリーナの利用料金や、ネーミングライツの設定、広告費、サービスの提供等（以下「利用料金等」という。）による収入と、維持管理・運営費等の支出を基に算定した利益を見込んだ上で、運営権対価の額の提案を行うこと。

イ　県負担額

県負担額は、事業者が提案する対象施設の設計・建設費（現体育館の解体・撤去費含む。）の額から、運営権対価の額を差し引いた額とする。なお、コンセッション方式により実施される対象施設の維持管理・運営費は、県負担額の対象としない。

県負担額は、本事業において県が事業者に支払う契約金額であり、予定価格（事業契約時における県負担額の上限額）を設定する。

県負担額の支払方法は、●●●●●●●●●●●を想定しており、詳細は入札説明書等の公表時に示す。

ウ　利用料金等による収入

事業者は、利用料金等による収入を得ることができ、当該収入は事業者に帰属する。

事業者が行うサービス提供は、運営権を権原に事業者自らが実施するほか、第三者に委託することができる。また、事業者は、県と賃貸借契約を締結のうえ、第三者に転貸借を行うこともできる。この場合、県は事業者から賃貸借による貸付料は徴収しない。

また、県は、メインアリーナについて、年間●●日分の枠を固定額で借り上げ、県民等の利用機会を確保する県民利用枠（※）を設定することを検討している。県民利用枠に係る利用料金は県が定め、当該利用料金収入は県に帰属するものとする。

県民利用枠以外の利用に係る利用料金は、事業者の提案に基づき、県と協議の上で事業者が金額を設定する。

（※）県民利用枠：県民が比較的低廉な価格でメインアリーナを利用できる機会を創出するため、県がメインアリーナの年間一定日数を有償（県が当該日数分の利用料金を負担）で借り上げる枠のことをいう。

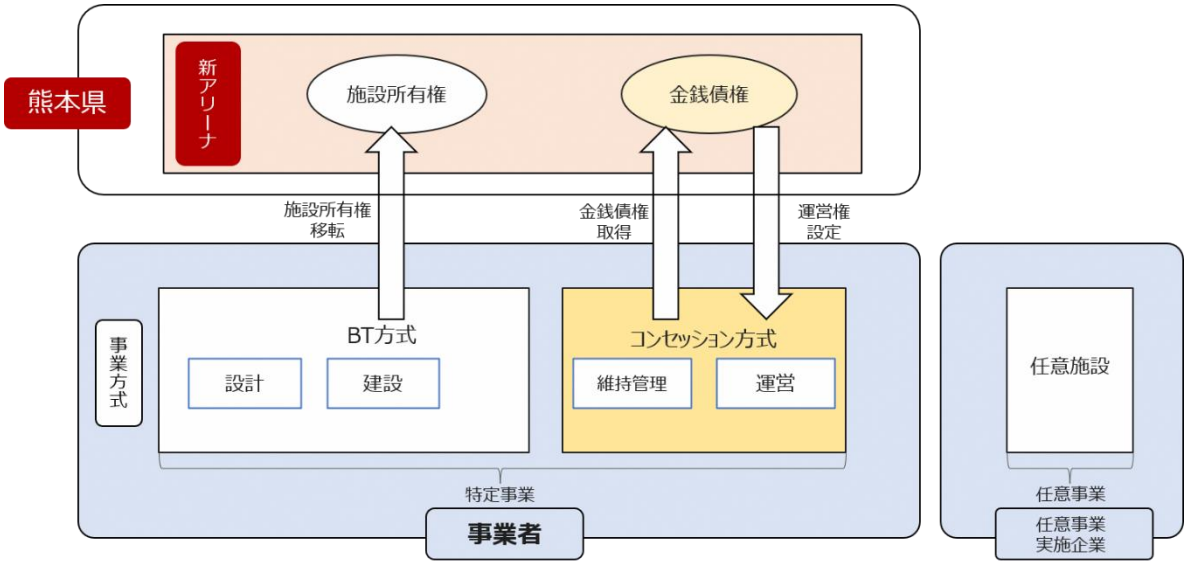
エ　維持管理・運営費

対象施設の維持管理及び運営に係る費用については、事業者の負担とする。

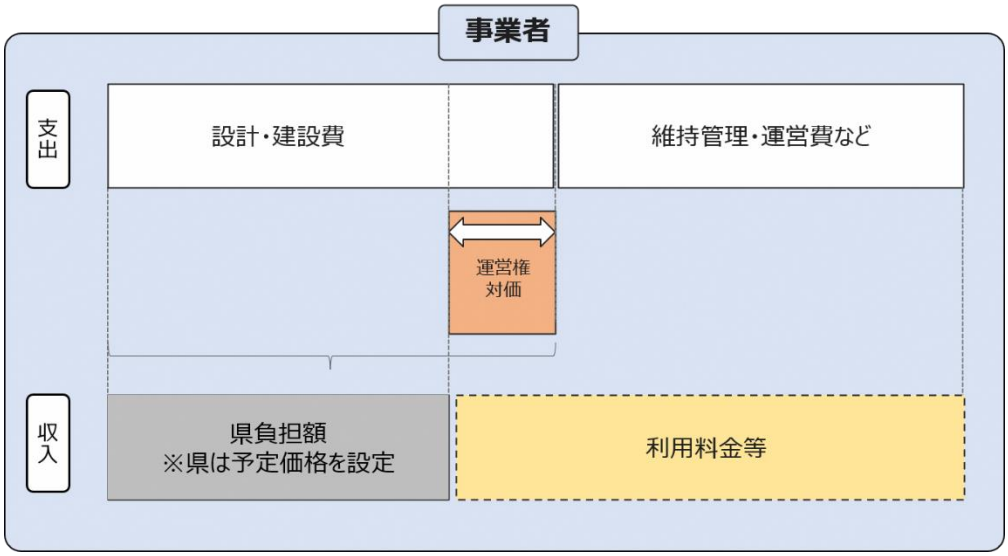
オ　任意事業に係る費用

任意事業は、任意事業実施企業の責任及び費用負担において行うこと。

＜図表１　事業手法のイメージ＞



＜図表２　事業者の支出及び収入のイメージ＞



（８）　事業者による運営の結果生じる収益等の帰属

事業者による運営の結果生じる収益等の帰属は、（６）ウｂ、（７）ウ及びオによるほか、事業者の追加投資や創意工夫によって生じる収入の増加及び経費節減による利益は、原則としてその全額を事業者の帰属とする。

ただし、維持管理・運営期間における本事業の利益の額が、事業者提案による収支計画の利益の額を一定程度上回った場合等において、その一部を県に還元する仕組み（プロフィットシェア）を導入することを想定しており、詳細については、今後、入札説明書等公表時に示す。

（９）　運営権の存続期間終了時の取扱い

ア　運営権

対象施設の運営権は、その存続期間の終期をもって消滅する。

イ　対象施設の引継ぎ等

事業者は、運営権の存続期間の終期の翌日又はそれ以降で県が指定する日のいずれかの日に、対象施設を県又は県の指定する者（以下「県等」という。）に引き継ぎ、退去しなければならない。

ウ　事業者の保有資産等（備品等を含む。）

本事業の実施のために事業者が所有する資産については、事業期間終了時に事業者の責任及び費用負担により処分する。

ただし、県等は当該資産のうち必要と認めたものを引き継ぐことができる。引継ぎの詳細については、県等と事業者の協議により定める。

エ　業務の引継ぎ

事業者は、運営権の存続期間終了前において、自らの責任と費用負担により、本事業に係る業務が円滑に県等に引き継がれるよう、十分な準備期間を確保のうえ、業務の適切な引継ぎを行わなければならない。

なお、存続期間終了後の運営体制等は未定であることから、存続期間終了後の施設利用に係る予約の引継ぎ等の詳細については、存続期間終了前に県等及び事業者との協議により決定する。

（１０）　追加投資等の取扱い

ア　県の保有資産等（施設・設備・備品等）

事業者は、要求水準を充足する限り、事前に県の承認を得た上で、自らの責任及び費用負担により、アリーナのサービス向上及び収益性の改善・確保に資する追加投資を行うことができる。追加投資の部分は県の所有物となり、運営権の対象施設に含まれる。なお、追加投資による収入の増加に係る取扱いは（８）による。

事業期間終了時の引継ぎは、他の施設・設備・備品等と同様の扱いとする。

追加投資には、施設・設備・備品等の改修・更新及び追加等を含むこととし、具体的な内容については、県と協議の上決定する。なお、以下に示す追加投資は、原則認められない。

a　対象施設の躯体や外観を変更するもの
b　対象施設の外構を大きく変更するもの
c　固定観客席を大きく減らすもの
d　県の各種施策に反するもの
e　事業期間終了後に原状回復することが困難なもの
f　その他法令等に違反するもの

イ　事業者の保有資産等（備品等を含む。）

事業者は、本事業の実施のために自らが保有する資産等について、要求水準を充足する限り、県と事前に協議した上で、新規投資、改修又は追加投資を行うことができる。

この場合にも、ア a から f までに示す追加投資は、原則認められない。

ウ　大規模修繕

県は、事業者が作成する中長期修繕計画を参考に、対象施設について、県が使用状況等を踏まえて必要と判断した場合に、劣化した建物や設備及び外構を竣工時の施設水準に回復させるための大規模修繕を県の費用負担にて実施する。なお、大規模修繕の実施時期及び回数は、施設引渡し後 15 年から 20 年までの間の１回を想定し、修繕内容等の詳細については、あらかじめ県と事業者との協議により決定する。ただし、県は事業者に対し、大規模修繕期間中の休館に伴う営業補償は行わない。

（１１）　事業に必要な法令等の遵守

事業者は、本事業を実施するに当たり、PFI 法及び「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（令和８年６月 16 日閣議決定）のほか、本事業を実施するために必要な関係法令、条例、規則、要綱等を遵守しなければならない。

第２章　事業者の募集及び選定に関する事項

１．　事業者の募集及び選定方法

事業者の募集及び選定方法は、応募者の提案内容や、幅広い能力・ノウハウを総合的に評価するため、競争性の担保及び透明性・公平性の確保に配慮した上で、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の２第３項に基づく総合評価一般競争入札方式を採用する。

なお、本事業は、平成６年（1994 年）４月 15 日にマラケシュで作成された政府調達に関する協定（WTO 政府調達協定）の対象事業であり、入札手続において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第 372 号）が適用される。

２．　事業者の選定の手順及びスケジュール

事業者の選定の手順及びスケジュールは、次のとおりとし、詳細は入札説明書等公表時に示す。

年月(予定)	内容
2027年４月	入札公告、入札説明書等の公表・交付
	入札説明書等に関する質問の受付
	入札説明書等に関する説明会
2027年５月	入札説明書等に関する質問回答の公表
2027年６月	参加表明書の受付、参加資格の確認
	資格審査結果の通知
2027年７月	入札説明書等に関する個別対話
2027年８～９月	個別対話の結果の公表
2027年９～10月	事業提案書の提出の締切
2027年12月	落札者の決定及び公表
	落札者との基本協定の締結
2028年１月	事業者との特定事業契約の仮契約の締結
2028年３月	事業者との特定事業契約の締結

３．　応募手続

（１）　実施方針に関する質問及び意見等の受付、回答公表

●●年●●月●●日（●）から●●年●●月●●日（●）正午までの間、熊本県観光文化部スポーツ交流企画課において、実施方針に関する質問及び意見等を受け付ける。

質問及び意見等の提出書式等については、様式●を参照すること。

質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係る質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、●●年●●月●●日（●）に県の Web ページにおいて回答する予定であり、個別の回答は行わない。ただし、質問者名は公表しない。

なお、本事業に係る内容以外の質問に関しては、原則として回答しない。

また、提出のあった質問のうち、県が必要であると判断した場合は、質問者へ直接ヒアリングを行うことがある。

（２）　実施方針の変更

実施方針の公表後における応募者の質問及び意見等を踏まえ、実施方針の内容を見直し、変更を行うことがある。

なお、変更を行った場合には、県の Web ページにより速やかに公表し、その変更の内容が重要でスケジュールに影響を及ぼす場合には、変更後のスケジュールも示す。

（３）　入札公告、入札説明書等の公表

県は、特定事業の選定を行った場合は、入札公告を行い、入札説明書等を公表する。

（４）　入札説明書等に関する説明会

本事業に対する応募者の参入促進のため、入札説明書等に関する説明会を開催する。なお、説明会の開催日時、開催場所等については、入札説明書等公表時に示す。

（５）　入札説明書等に関する質問の受付・回答公表

入札説明書等に関する質問を、熊本県観光文化部スポーツ交流企画課において受け付ける。なお、本事業に係る内容以外の質問に関しては、原則として回答しない。

入札説明書等の内容に関する質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係る、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、公表する。

質問の提出及び回答の公表方法については、入札説明書等公表時に示す。

（６）　参加表明書の受付、参加資格の確認、資格審査結果の通知

本事業の応募者は、参加表明書及び資格審査に必要な書類を提出する。資格審査の結果は、応募者に通知する。

また、参加表明書の提出方法、時期、資格審査に必要な書類の詳細等については、入札説明書等公表時に示す。なお、資格審査を通過しなかった応募者は、その理由について書面により、県に対して説明を求めることができる。

（７）　入札説明書等に関する個別対話

県と応募者の意思疎通の機会を確保し、応募者による入札説明書等の解釈を明確化すること等を目的として、資格審査通過者を対象に、個別対話を実施することを予定しており、詳細は入札説明書等公表時に示す。

（８）　事業提案書の受付

県は資格審査通過者に対し、入札説明書等に基づき、本事業に関する事業計画の内容を記載した事業提案書の提出を求める。

なお、事業提案書の提出方法、時期、提案に必要な書類の詳細等については、入札説明書等公表時に示す。

（9） 入札の取り止め等

県が公正に入札を執行できないと認める場合又は競争性が担保されないと認められる場合は、県は、入札の執行を延期又は取り止めることがある。

4. 応募者の構成及び参加資格要件

（1） 応募者の構成

応募者は、本事業に係る業務を実施する予定の単一の企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業で構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とする。

本事業に係る業務は、事業者が自ら実施するほか、応募企業、応募グループの構成企業又は協力企業（以下「応募者等」という。）に委託されることを原則とする。なお、協力企業がある場合には、参加表明書において、協力企業名とそれぞれが携わる業務を明記することとする。

ア 代表企業の取扱い

応募グループにより応募する場合は、構成企業の中から代表企業を定め、必ず代表企業が応募手続を行う。

代表企業は、原則変更できない。ただし、あらかじめ代表企業の変更を明示した上で、運営実施業務開始後、県が承認した場合に限り、代表企業を変更できる。

代表企業は、SPC の経営を主導できる出資比率を事業期間中にわたって維持しなければならない。具体的な出資比率については入札説明書等で示す。

イ 重複参加の禁止

応募者等又はこれらの者と資本関係若しくは人的関係において関連がある者は、他の応募者を構成する企業として本事業に参加できないものとする。「資本関係若しくは人的関係において関連がある者」の詳細な定義は、今後、入札説明書等公表時に示す。

（2） 応募者等の一般要件

応募者等のいずれも、参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限において、以下のａからｉまでの要件を全て満たさなければならない。

なお、事業提案書提出時点では、特定のスポーツ団体等（プロスポーツチームの運営会社及び競技団体）が応募者となることは認めない。ただし、当該スポーツ団体等と資本関係又は人的関係において関連がある者については、この限りではない。

詳細については、今後、入札説明書等公表時に示す。

a PFI 法第９条の規定に該当しないこと。

b 地方自治法施行令第 167 条の４の規定に該当しないこと。

c　熊本県工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止期間中ではないこと。

d　民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立て若しくは会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る再生（更生）計画認可の決定を受けていること。

e　法人等の代表者（役員を含む。）が、次の（ア）及び（イ）のいずれにも該当しないこと。

(ア) 破産者で復権を得ないもの

(イ) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

f　消費税及び地方消費税並びに熊本県税を滞納していないこと

g　熊本県暴力団排除条例（平成 22 年条例第 52 号）第２条第３号に規定する暴力団員等でないこと。

h　本事業のアドバイザリー業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者に該当しないこと。「本事業のアドバイザリー業務に関与した者」については、今後、入札説明書等公表時において示す。

i　委員会（５（１）の委員会をいう。）の委員及び委員が属する組織又はその組織と資本面若しくは人事面において関連がある者に該当しないこと。なお、委員については、今後、入札説明書等公表時において示す。

（３）　応募者等の個別要件

ア　応募企業又は応募グループの代表企業

参加表明書の受付時において、募集の公告を行う年度の熊本県物品・業務委託競争入札参加資格者名簿又は熊本県工事入札参加資格有資格者名簿に登録していること。

イ　設計業務及び工事監理業務にあたる企業

以下の要件を全て満たすこと。なお、複数の応募者等が設計業務又は工事監理業務を行う場合は、全ての応募者等が a 及び b を全て満たすとともに、c については主たる応募者が満たすものとする。

a　募集の公告を行う年度に、熊本県調査・測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格のうち、建築一般業務の入札参加資格を有すること。

b　建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

c　平成 29 年４月１日以降に完了した延床面積 5,000 ㎡以上の屋内スポーツ施設に係る新築の基本設計又は実施設計業務を元請として完了した実績を有すること。なお、共同企業体による実績の場合は、共同企業体の中で当該業務を担当した実績を有していること。

ウ　建設業務にあたる企業

以下の要件を全て満たすこと。複数の応募者等が建設業務を行う場合は、全ての応募者等がａ及びｂを全て満たすとともに、ｃ及びｄについては主たる応募者が満たすものとする。

a　熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱に基づく名簿に登載されていること。

b　建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第３条第１項の規定に基づく建築工事業にかかる特定建設業の許可を受けていること。

c　建設業法第 27 条の 23 に基づく、直近の経営事項審査結果の総合評定値において、建築一式が 820 点以上であること。

d　平成 29 年４月１日以降に完了した延床面積 5,000 ㎡以上の屋内スポーツ施設に係る施工を元請として完了した実績を有すること。なお、共同企業体による実績の場合は、最大出資者であること。

エ　解体・撤去業務にあたる企業

建設業法第３条第１項に基づき「解体工事業」に係る特定建設業の許可を受けていること。

（４）　応募者等の失格

応募者等が、資格審査通過時点から落札者決定前までに（２）及び（３）に示す要件を欠く事態が生じた場合は、失格とすることがある。

５．　提案の審査及び事業者の選定に関する事項

（１）　審査に関する基本的な考え方

県は、本事業の事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、提案審査における評価項目の詳細に係る検討及び応募者から提出された事業提案書の審査を行う。

委員会の意見を受けて県が定める落札者決定基準については、入札説明書等公表時に示す。また、県は、委員会の審査結果を踏まえ、落札者を決定する。

なお、県又は委員会が必要であると判断した場合は、応募者に対してヒアリングを行う。

（２）　委員の構成

委員会の構成については、入札説明書等公表時に示す。

（３）　審査手順

審査は、資格審査と提案審査の２段階で実施する。

ア　資格審査

参加表明書と併せて応募者から提出された資格審査書類を基に、県は、入札説明書等で示した参加要件及び資格要件に関する確認審査を行う。この際、県は、委員会の委員から意見を聴くことができる。

資格審査通過者は、入札書及び事業提案書を提出する。なお、提案様式等の詳細については、入札説明書等公表時に示す。

イ　提案審査

a 基礎審査

県及び委員会において、入札参加者から提出された事業提案書について、基礎審査事項を充足していることを確認する。

県及び委員会は、事業提案書に記載された内容が、本事業の要求水準を満足していることを確認する。なお、基礎審査項目の詳細については、入札説明書等公表時に示す。

b 総合評価

基礎審査を通過した入札参加者の提案内容に対して、委員会は、総合的な評価を行い、最も優秀な提案を行った者を、最優秀提案者として選定する。

なお、審査基準等の詳細については、落札者決定基準として入札説明書等公表時に示す。

（4）　落札者の決定・公表

県は、審査の結果を踏まえて落札者を決定した場合は、その結果を入札参加者に通知するとともに、県の Web ページにおいて公表する。

なお、落札者が、落札者決定時から特定事業契約締結時までに、４（２）及び（３）に示す要件を欠く事態が生じた場合は、特定事業契約を締結しないことがある。

ただし、代表企業以外の構成企業が上記の事由に該当した場合に限り、県と協議のうえ、当該構成企業の変更を認めることがある。

（5）　事業者の選定

県と落札者は、６（１）に示すとおり基本協定を締結し、６（２）から（４）までに示す手続を経て、特定事業契約の締結により、落札者を本事業の事業者として選定する。

ただし、落札者の事由により特定事業契約の締結に至らなかった場合は、総合評価の上位の者から順に契約交渉を行い、契約を締結することがある。

（6）　事業者を選定しない場合

事業者の募集、評価及び選定において、最終的に、応募者又は入札参加者がない等の理由により、本事業を PFI 事業として実施することが適当でないと県が判断した場合には、事業者を選定せず、この旨を速やかに県の Web ページにおいて公表する。

６．　契約に関する基本的な考え方

（１）　基本協定の締結

県及び落札者は、特定事業契約の締結に先立ち、本事業の円滑な遂行を果たすための基本的義務に関する事項、落札者の各構成企業の本事業における役割に関する事項及びSPCの設立に関する事項並びに次に示す準備行為を規定した基本協定を締結する。

準備行為とは、落札者自らの費用及び責任において行う、本事業の実施に関して必要な準備（現体育館の解体・撤去、設計に関する打合せを含む。）を指す。

なお、特定事業契約が効力を生じるに至らなかった理由が落札者の責めに帰すべき事由によるものでないと認められる場合は、県は、準備行為に要した費用について、合理的な範囲でこれを負担する。

（２）　特別目的会社の設立等

落札者は、会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として、本事業の実施のみを目的とするSPCを特定事業契約の仮契約締結前までに県内に設立する。

なお、設立するSPCは、本事業以外の事業を兼業することはできない。

（３）　特定事業契約の締結

県とSPCは、解体・撤去及び施設の設計・建設を包括的かつ詳細に規定する契約及び施設の運営・維持管理についてPFI法第22条第１項に基づく運営権に関する事項を包括的かつ詳細に規定する特定事業契約を締結する。

（４）　運営権の設定

県は、PFI法第19条第４項に規定する運営権設定に係る熊本県議会の議決を得るとともに、事業者に対して運営権設定書を交付し、同法第２条第７項に規定する運営権を設定する。なお、運営権設定の詳細については、入札説明書等公表時に示す。

７．　提出書類の取扱

（１）　著作権

県が示した図書の著作権は、県に帰属する。入札参加者が提出する事業提案書の著作権は、入札参加者に帰属し、原則として公表しない（熊本県情報公開条例に基づく公開を要する場合を除く）。

なお、県は、本事業における事業内容の公表時及びその他県が必要と認める場合には、入札参加者の承認を得て、事業提案書の全部又は一部を無償で使用できる。

（２）　特許権等

提案内容に含まれる特許権等の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負担する。

（3）　その他

著作権、特許権等に係るトラブルについては、応募者等において処理するものとし、県は一切の責めを負わない。

第３章　事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項

１．　リスク分担の考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、リスクを最も管理することができる者が当該リスクを分担することで、より質の高いサービスの提供を目指すこととし、事業者が担当する業務については、事業者が責任を持って遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として事業者が負うものとする。ただし、県が負うべき合理的な理由がある事項については、県が責任を負うものとする。

予想されるリスク及び県と事業者の責任分担は、原則として「別紙１リスク分担表」に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な事項については、入札説明書等公表時に示す。

２．　要求する性能等

事業者は、入札説明書等及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて、施設の機能が十分発揮できるように、施設の設計、建設、維持管理及び運営を行う。

なお、実施方針等に関する質問、意見及び提案を踏まえ、本事業において実施する業務の詳細な要求性能等については、入札説明書等公表時に示す。

３．　事業者の責任の履行の確保に関する事項

事業者は、入札説明書等公表時に示す特定事業契約書案に従って責任を履行する。

なお、事業者は、建設工事の履行を確保するために、履行保証保険等による建設工事期間中の履行保証を受けることとする。詳細は入札説明書等公表時に示す。

４．　事業者の権利義務等に関する制限及び手続

（１）　事業者の保有する運営権の譲渡

事業者は、原則、運営権の譲渡、担保提供その他の方法による処分ができないものとする。ただし、事業者から全部又は一部の運営権の譲渡について申請があった場合は、新たに運営権者となる者について欠格事由や実施方針適合性等、事業者選定の際に確認した条件に照らして審査を行い、当該譲渡がやむを得ない場合であり、かつ、当該譲渡後においても運営権の存続期間終了まで本事業を安定的に実施継続可能であると認めたときに限り、県は、PFI 法第 26 条第２項に基づく許可を行うことを想定している。

（２）　特定事業契約締結後における事業者の株式の新規発行及び処分

事業者は、議決権を有する株式（一定の条件で議決権を有することとなる株式及び取得請求権付株式並びに取得条項付株式で議決権を有する株式が取得の対価として発行される可能性のある株式を含む。以下「議決権付株式」という。）及び議決権付株式に該当しない株式（以下「完全無議決権株式」という。）を発行することができる。

なお、議決権付株式に係る新株予約権は、議決権付株式とみなし、完全無議決権株式のみに係る新株予約権は、完全無議決権株式とみなす。

ア　完全無議決権株式

事業者は、会社法の規定に従って、完全無議決権株式を発行し、割り当てることができる。完全無議決権株式を保有する者は、完全無議決権株式の譲渡又は質権その他の担保権の設定（以下「処分」という。）をすることができる。

イ　議決権付株式

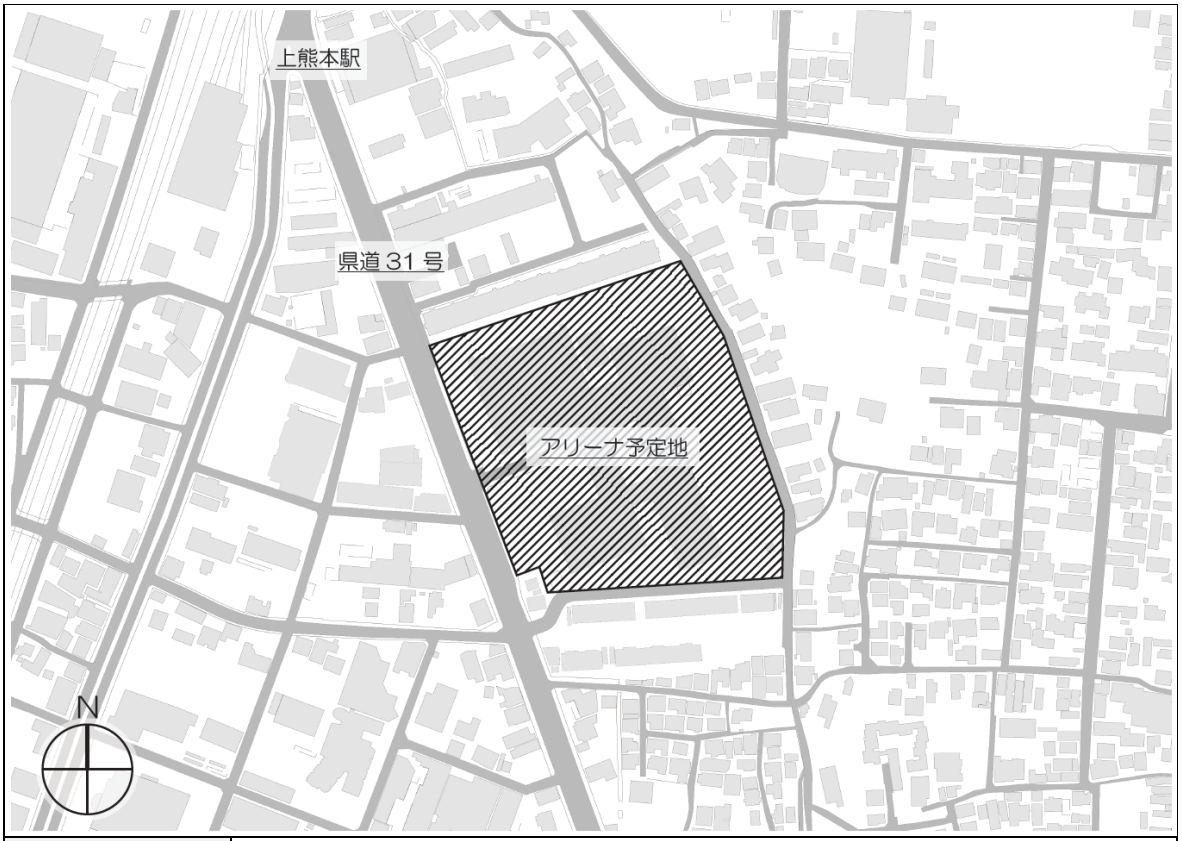
議決権付株式の発行及び処分に係る承認手続の詳細については、今後、入札説明書等公表時に示す。

第４章　公共施設の立地並びに規模及び配置に関する事項

１．　立地条件に関する事項

本事業の事業対象区域は、JR 上熊本駅に近接する県有地である「アリーナ予定地」とする。立地条件等の概要は、図表３に示すとおりである。

＜図表３ 事業対象区域の概要＞



所在地	アリーナ予定地：熊本県熊本市西区上熊本1丁目9番28号		
面積	約33,057 ㎡		
土地所有者	熊本県	建ぺい率	60%
区域区分	市街化区域	容積率	200%
用途地域	準工業地域	防火・準防火地域	―
熊本都市計画区域	熊本都市計画区域内		
大規模集客施設制限地区	特別用途地区（大規模集客施設制限地区）では、大規模集客施設（観覧場の客席部分（固定席、VIP席、移動観覧席等を含む。）及び民間収益施設等（店舗・飲食店等）に係る対象用途部分の床面積の合計が1万㎡を超えるもの）を建築してはならない。 既存不適格建築物の増床については、条例施行時の1.2倍以下とする。		
熊本城周辺地域（一般地区）	海抜55メートルを超えないこと。		

県道 31 号に面する敷地南西角の一区画は交番用地として、一部拡大する予定であり、今後県によって敷地分筆を行う。拡大後の交番敷地（約 324 ㎡）を除いた土地を本事業の対象範囲とし、交番の解体・新築等は県による別事業として実施する。

敷地分筆の範囲については、別紙●を参照すること。

大規模集客施設制限地区については、観覧場の客席部分（固定席、VIP 席、移動観覧席等を含む。）及び民間収益施設等（店舗・飲食店等）に係る対象用途部分の床面積の合計が 1 万㎡を超える場合は、熊本市との協議・調整のうえ、大規模集客施設制限地区の指定区域除外等の都市計画手続が必要となる可能性がある。

（1） アリーナ予定地

敷地の北西方向に JR 上熊本駅が位置しており、また、西側は「県道 熊本田原坂線」、東側・南側は市道に接道する敷地となっている。

現状は現体育館の敷地として利用されており、これら建築物の解体工事も含めた整備事業となる。ただし、可能な限り県民利用を継続するとともに、Ｂリーグ基準（B.PREMIER クラブライセンス交付規則）を充足するため、メインアリーナが建設されるまでは、現体育館の大体育室棟の機能を維持した計画とする。

詳細については、入札説明書等公表時に示す。

２． 周辺のインフラの整備状況

事業対象区域周辺のインフラ（電気・ガス・水道・下水道・通信等の設備）の整備状況等は、入札説明書等公表時に示す。事業者は整備内容に応じ、各インフラ事業者と調整のうえ、必要なインフラを事業対象区域に新たに引き込む。また、必要となる許可申請等に係る手続は、事業者が自ら行うこと。

３． 対象施設の計画に関する事項

本事業の対象施設及び事業対象区域内の既存工作物の取扱等の詳細については、入札説明書等公表時に示す。

第５章　特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

１．　係争事由に係る基本的な考え方

特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合には、県及び事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、特定事業契約書に定める具体的な措置に従う。

２．　管轄裁判所の指定

本事業の契約に関する紛争については、熊本地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第６章　事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

１．　基本的な考え方

事業者によって提供されるサービスの安定的・継続的な供給を確保するため、入札説明書等公表時に示す特定事業契約書において、想定される事業の継続が困難となる事由をあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定める。

２．　本事業の継続が困難となった場合の措置

本事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに特定事業契約書の規定に従い、次の措置を講じる。

（１）　事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

事業者の提供するサービスが特定事業契約書に定める県の要求水準を下回る場合その他特定事業契約書に定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はそのおそれが生じた場合には、県は、事業者に対して改善指示を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求める。

事業者が倒産し又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、特定事業契約書に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合には、県は、特定事業契約を解除することができる。県が特定事業契約を解除した場合、事業者は、県に生じた合理的損害を賠償する。

（２）　県の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

事業者は、特定事業契約書の定めに従い、特定事業契約を解除することができる。この場合には、県は、事業者に生じた合理的損害を賠償する。

（３）　その他の事由により本事業の継続が困難となった場合

県及び事業者は、特定事業契約書に具体的に列挙した事由に対して、特定事業契約書に定める発生事由ごとの適切な措置を講じる。

第７章　法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

１．　法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では法制上及び税制上の優遇措置は想定していないが、法令の改正等により、法制上及び税制上の優遇措置が適用される場合には、特定事業契約書の定めに従い、県及び事業者で協議を行う。

２．　財政上及び金融上の支援に関する事項

事業者は、県が国庫補助金等の申請業務等を行う場合は、これに協力し、検査業務についても協力する。

３．　その他の支援に関する事項

県は、事業者が事業実施に必要な許認可等に関し、可能な範囲で必要な協力を事業者に対して行う。

第８章　その他特定事業の実施に関し必要な事項

１．　情報提供

本事業に関する情報提供は、下記 URL に示す県の Web ページを通じて適宜行う。

URL：●●●●●

２．　県議会の議決

県は、特定事業契約に関する議案を基本協定締結後の直近に行われる県議会に提出する予定である。

３．　入札に伴う費用の負担

事業提案書の作成等、本事業の入札参加により応募者に生じる費用は、いかなる場合であっても、全て応募者の負担とする。

４．　使用言語及び通貨

使用する言語は日本語、通貨は円に限る。

５．　問合せ先

熊本県庁　観光文化部　スポーツ交流企画課

〒862-8570　熊本県熊本市中央区水前寺 6 丁目 18-1

TEL:096-333-2757

E-Mail:supokoryu@pref.kumamoto.lg.jp

別紙１　リスク分担表

段階	リスク項目		リスクの内容		負担者	
					県	事業者
共通	入札説明書リスク		1	入札説明書の誤りに関するもの、内容の変更に関するもの	○	
	応募リスク		2	応募費用の負担に関するもの		○
	契約リスク	契約締結リスク	3	県の事由による契約締結の延期、不調等に関するもの	○	
			4	事業者の事由による契約締結の延期、不調等に関するもの		○
		議会議決リスク	5	県の事由による議会の不承認に関するもの	○	
			6	事業者の事由による議会の不承認に関するもの		○
	社会リスク	周辺住民等への対応	7	アリーナの設置に対する周辺住民等の反対運動、要望による計画遅延、条件変更、事業停止、費用の増大等に関するもの	○	
			8	事業者が実施する業務に起因する周辺住民等の対応に関するもの		○
		第三者賠償	9	県の事由による事故等により第三者に与えた損害の賠償責任	○	
			10	事業者が実施する業務に起因して発生する事故、施設の劣化など維持管理の不備による事故等		○
		環境保全	11	事業者が実施する業務に起因する、有害物質の排出、騒音、振動等の周辺環境の悪化及び法令上の規制基準の不適合に関するもの		○
	制度関連リスク	政策	12	県の政策方針の変更による事業の中止、費用の増大に関するもの	○	
		法制度	13	アリーナの整備・運営等に影響を及ぼす法制度の新設・変更に関するもの	○	
			14	任意事業の実施に影響を及ぼす法制度の新設・変更に関するもの		○
			15	本事業のみならず、広く一般的に適用される法制度の新設・変更に関するもの		○
		税制度	16	アリーナの整備・運営等に影響を及ぼす税制の新設・変更又は消費税の変更に関するもの	○	
			17	任意事業の実施に影響を及ぼす税制の新設・変更又は消費税の変更に		○

段階	リスク項目		リスクの内容		負担者	
					県	事業者
				関するもの		
			18	法人の利益にかかる税制度の変更によるもの（法人税率等）		○
		許認可取得	19	県が取得すべき許認可の遅延に関するもの	○	
			20	事業者が取得すべき許認可の遅延に関するもの		○
	安全確保リスク		21	建設・運営・維持管理等における安全性の確保		○
			22	建設・運営・維持管理等におけるリスクをカバーする保険の付保		○
	マーケットリスク	資金調達	23	県による一般財源等の必要な資金の確保に関するもの	○	
			24	その他、事業者による必要な資金の確保に関するもの		○
	不可抗力リスク	不可抗力	25	天災等大規模な災害及び暴動等予測できない事態の発生により、設計変更、事業の延期、中断若しくは契約解除等の原因と成りうるもの	○	○
	債務不履行リスク		26	県の債務不履行、支払遅延、本事業が不要になった場合等によるもの	○	
			27	事業者の事業放棄、事業破綻、事業者の業務内容が契約に規定した条件を満足しない場合等によるもの		○
設計	設計		28	県の提示条件、指示の不備、県の要求に基づいた設計変更に関するもの	○	
			29	事業者の提案内容、指示、判断の不備による設計変更に関するもの		○
	測量、調査		30	県が実施した測量、調査に関するもの	○	
			31	事業者が実施した測量、調査に関するもの		○
	建設着工遅延		32	県の事由による建設工事の着工遅延に関するもの	○	
			33	事業者の事由による建設工事の着工遅延に関するもの		○

段階	リスク項目	リスクの内容		負担者	
				県	事業者
建設	用地リスク	34	土壌汚染、地下埋設物等に関するもの（県が事前に提示した情報から合理的に判断できる範囲を超えるもの）	○	
		35	土壌汚染、地下埋設物等に関するもの（県が事前に提示した情報から合理的に判断できる範囲）		○
	工事費増加	36	県の提示条件の不備及び指示によるアリーナの工事工程や工事方法の変更、工事費の増大に関するもの	○	
		37	事業者の事由によるアリーナの工事工程や工事方法の変更、工事費の増大に関するもの		○
		38	任意事業の工事工程や工事方法の変更、工事費の増大に関するもの		○
	工事遅延	39	県の指示等、県の事由による工事の遅延に関するもの	○	
		40	事業者の事由による工事の遅延に関するもの		○
	物価変動	41	建設期間中の物価変動に伴うアリーナの工事費の増減によるもの（ただし、事業者負担はあらかじめ契約で定めた範囲内の増減に限る）	○	○
		42	建設期間中の物価変動に伴う任意事業の工事費の増減によるもの		○
維持管理・運営	計画変更	43	県の指示等、県の事由による事業内容、用途の変更に関するもの	○	
		44	その他の事由による事業内容、用途の変更に関するもの		○
	事業リスク	45	アリーナの需要変動による事業収支の変動に関するもの		○
		46	任意事業の需要変動による事業収支の変動に関するもの		○
	運営・維持管理費用	47	県の指示等、県の事由によるアリーナの運営・維持管理費用の増大に関するもの	○	
		48	その他の事由による運営・維持管理費用の増大に関するもの		○
	施設・設備・施設備品等損傷	49	県の責めによるもの	○	
		50	事業者の責めによるもの		○

段階	リスク項目	リスクの内容		負担者	
				県	事業者
	修繕	51	県が実施するアリーナの大規模修繕に関するもの	○	
		52	その他の事由による修繕費の増減に関するもの		○
	性能	53	契約で規定した要求性能の不適合によるもの		○
	情報流出	54	事業者の責めによる個人情報流出に関するもの		○
	物価変動	55	維持管理・運営期間中の物価変動に伴う事業者の経費増減によるもの		○
	運営権の取消し	56	緊急事態が発生した場合等、PFI法第29条に基づき、本施設を他の公共の用途に供するために運営権を取り消した場合によるもの	○	
事業終了	施設退去リスク	57	契約終了に当たり施設からの退去により発生する費用に関するもの		○
	施設の状態	58	契約終了時の施設の状態に関する要求水準の未達		○

※用語の定義

本書において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

用語	定義
公共施設の管理者	本事業をPFI事業として事業者に実施させようとする地方公共団体の長をいう。
公共施設等運営権	PFI法第２条第７項に規定する公共施設等運営権をいう。
本事業	「熊本県アリーナ整備・運営等事業」をいう。
事業者	本事業の実施に際して、県と事業契約を締結し事業を実施する特別目的会社（SPC（Special Purpose Company））をいう。特別目的会社とは、本事業の実施のみを目的として落札者により設立される会社をいう。
応募者	応募企業又は応募グループをいう。
応募企業	本事業が求める経営マネジメント能力及び資本力等を有し、本事業に応募する単独の企業をいう。
応募グループ	本事業が求める経営マネジメント能力及び資本力等を有し、本事業に応募する、複数の企業で構成されるグループをいう。
代表企業	応募グループにより応募する場合に構成企業の中から定める、応募手続を行う企業をいう。
構成企業	応募グループを構成し、特別目的会社に出資する企業をいう。
協力企業	応募グループを構成し、特別目的会社に出資しない企業をいう。
応募者等	応募企業、構成企業又は協力企業をいう。
落札者	熊本県アリーナ整備・運営等事業事業者選定委員会において落札者決定基準に基づいて選定された応募者をいう。
入札説明書等	入札公告の際に県が公表する書類一式をいう。具体的には入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、特定事業契約書（案）、基本協定書（案）、様式集等をいう。
保守	建築物等の所期の性能及び機能を維持する目的で、周期的又は継続的に行う注油、小部品の取替え等の軽微な作業をいう。
修繕	劣化した部位・部材又は機器の性能・機能を、原状（初期の水準）又は実用上支障のない状態まで回復させること（取替えを含む。）をいう。ただし、次項の大規模修繕及び保守の範囲に含まれる定期的な小部品の取替えを除く。
大規模修繕	劣化した建物及び設備を竣工時の施設水準に回復させるために性能・機能を一度に（大規模に）改修することをいう。事業者が作成した中長期修繕計画を参考に、対象施設について行う。
特定事業契約	本事業の実施に関し、PFI法第12条に基づき熊本県議会の議決を経た後に、同法第14条第１項及び第２項に基づき県と事業者との間で締結される熊本県アリーナ整備・運営等事業特定事業契約をいう。